

【資料 6】

奄美大島海区漁業 調整委員会資料 令和 6 年 12 月 16 日

【議題 6】

さんご漁業の取扱方針の一部改正について

(協議)

さんご漁業の方針改正への意見に対する回答

申請者の資本の確認について(外国資本による参入等の可能性への懸念)

①日本国籍を有しない者, 外国の法人, 団体による申請の場合

・許可申請できない。

・領海内においては「外国人漁業の規制に関する法律(外規法)」, EEZ内においては「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(主権法)」により, 日本国籍を有しない者, 外国の法人, 団体といった者は本邦水域において漁業, 水産動植物の採捕等を行ってはならないため, 漁業許可を行うことはできない。

②日本国籍を有する者, 日本の法人, 団体による申請の場合

- ・資本の確認は, 許可申請の必要書類である登記簿謄本や申請説明書で行う。
- ・内容に疑義がある場合には必要に応じて聞き取り等で確認する。

さんご漁業の漁場探索に無関係な海底調査の実施への懸念について

- ・改正取扱方針(案)では, 資源管理措置として, 出港から帰港までの船舶の位置情報の記録・保管を求めている, 仮に不穏な動きがあれば確認が可能。
- ・また, 取締機関の求めがあれば位置情報を共有することは可能。

(参考)

- ・国連海洋法条約において, 他国の排他的経済水域を調査するためにはその国の同意を得ることが必要。
- ・日本の企業, 個人が海底調査を行うことに対する許可制度は国にも存在しない(実態としては, 関係する県や県漁連などへ調査計画が示されている)。

新規参入希望者による操業に至るまでの流れ

1. 操業に至るまでの流れ

(新たな取扱方針への対応)

	項 目	内 容
1	計 画 書 の 作 成 ・ 提 出	・ 要望者が計画書を作成 ・ 取扱方針に則した資源管理措置等が計画書に示され、かつ、実行可能な計画か<u>県</u>が確認 ※ 導入予定機器の性能等が十分かも含め確認 【許可方針に定める制限】 ①無人潜水艇等による選択的採取 ②関係地区の同意 ③採取数量の上限 ④採取状況の映像等の記録・保存 ⑤操業位置の記録・保存 ⑥大きさの制限 ⑦採取数量の報告 ⑧年間販売実績の整理・保管 ⑨標識旗の設置
2	同 意 の 取 得	・ 要望者 が関係する海域の地域協議会等の同意を取得



(許可申請前の事前準備が整う)

3	要望書の提出	・ 要望者 が <u>県</u> に対し、許可の要望書を提出
---	--------	---------------------------------------



(許可申請に向けた対応)

4	制限措置等の 諮 問 ・ 公 示	・ 事前調整が整った海域に限定した操業区域で、 <u>県</u> が制限措置等を定め、関係する <u>海区漁業調整委員会</u> に諮問し、答申が得られれば制限措置等を公示
---	---------------------	--



(許可の手続)

5	許 可 申 請	・ 要望者 が <u>県</u> に対し許可を申請。
6	許 可 ※許可期間 1年	・ 審査基準に適合し、取扱方針に則した操業が可能と判断される場合、 <u>県</u> が 要望者 に対し、許可を発出



(操 業)

2. 許可後の監視等体制

ア) 県（漁業監督吏員）による立入検査

→操業開始前に、機器の設置や動作等の取扱方針への対応状況を検査。

イ) 県取締船等による操業状況の監視

→県取締船や海上保安庁と連携し、新規参入者の操業は重点的に監視。

ウ) 取扱方針に基づく操業位置、採捕状況等の提出要請・確認

→各海区漁業調整委員会・地域協議会等での実施も可能。

さんご漁業の許可等に関する取扱方針

1 深海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 深海さんごとは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴなど一般的にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格宝飾品等に用いられるものをいう。

(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。

(3) 許可対象者

許可対象者は、次の各号全てに該当する者

ア. 深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ＲＯＶ）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。

イ. 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1 (6)に示す資源管理への取組が行える者。

ウ. 操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。

(4) 操業区域

ア. 許可する操業区域は、次表のとおりする。

操業区域	
宇治海域	次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 1 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒（北緯32度00分，東経129度00分）の点 2 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒（北緯30度40分，東経129度00分）の点 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 5 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯31度00分，東経130度00分）の点 6 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒（北緯32度00分，東経130度00分）の点
三島村海域	次に掲げる3，4，7，8，9及び3の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒（北緯30度40分，東経129度50分）の点 4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒（北緯31度00分，東経129度50分）の点 7 北緯31度00分13秒，東経130度34分52秒（北緯31度00分，東経130度35分）の点 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点
熊毛海域	次に掲げる8，9，10，12，13，14及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。 8 北緯30度55分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度55分，東経130度40分）の点 9 北緯30度40分13秒，東経130度39分52秒（北緯30度40分，東経130度40分）の点 10 北緯30度40分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度40分，東経130度00分）の点 12 北緯30度00分13秒，東経129度59分52秒（北緯30度00分，東経130度00分）の点 13 北緯30度00分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度00分，東経131度30分）の点 14 北緯30度55分13秒，東経131度29分51秒（北緯30度55分，東経131度30分）の点
十	次に掲げる15から22及び15の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。

島 村 海 域	15	北緯30度10分13秒，東経128度59分52秒	(北緯30度10分，東経129度00分)の点
	16	北緯29度00分14秒，東経128度59分52秒	(北緯29度00分，東経129度00分)の点
	17	北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒	(北緯29度00分，東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒	(北緯28度40分，東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒	(北緯28度40分，東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒	(北緯29度00分，東経129度20分)の点
	21	北緯29度00分14秒，東経129度59分52秒	(北緯29度00分，東経130度00分)の点
	22	北緯30度10分13秒，東経129度59分52秒	(北緯30度10分，東経130度00分)の点
奄 美 海 域	北緯29度00分14秒(北緯29度)以南の鹿児島県海域。		
	ただし，次に掲げる17から20及び17の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域並びに共同漁業権区域を除く。		
	17	北緯29度00分14秒，東経128度39分44秒	(北緯29度00分，東経128度40分)の点
	18	北緯28度39分46秒，東経128度39分44秒	(北緯28度40分，東経128度40分)の点
	19	北緯28度39分46秒，東経129度20分00秒	(北緯28度40分，東経129度20分)の点
	20	北緯29度00分14秒，東経129度20分00秒	(北緯29度00分，東経129度20分)の点

注；世界測地系による位置。表右側（ ）内は日本測地系による位置。

イ．資源保護及び漁業調整のための問題があるときは，(4)の操業区域を更に制限することがある。

(5) 許可の期間

許可の有効期間は1年以内とする。

(6) 深海さんごの資源管理措置

ア．採取船の制限

(a) 許可対象船に付属する採取船は，目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇(ROV)等)に限る。

なお，網漁具を使用してはならない。

(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。

イ．深海さんご（生さんご）の採取数量の上限

深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は，1年間当たり 260kg以内とする。

なお，許可を受けた者が複数ある場合は，1者の生さんごの採取上限数量は，1年間当たり 210kg以内とする。

ウ．深海さんごの採取状況の記録

深海さんごを採取する場合には，採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し，許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお，知事から要求があった場合は，そのデータを速やかに提出しなければならない。

エ．操業位置の記録，保存

操業する場合は，出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し，許可の有効期間の満了日から3年間保存しなければならない。

なお，知事から要求があった場合は，そのデータを速やかに提出しなければならない。

オ．深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限

深海さんごのうち生さんごは，岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。

カ. 深海さんごの採取数量

許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類ごとに生さんごと枯さんご別に、知事に報告しなければならない。ただし、深海さんごのうち生さんごの1年間当たりの採取数量上限の7割を超え、知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告しなければならない。

キ. 深海さんごの年間販売実績

深海さんごの年間販売実績は、種類ごとに生さんごと枯さんごを区別して整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。

ク. 許可数の制限

知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の宝石サンゴ資源の管理について」に基づく総漁獲努力量が増えない措置を優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可数を制限することがある。

(7) 許可等の条件

許可するに当たっては、次の内容の条件を付けることがある。

ア. 当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）は1隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。

イ. 操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。

ウ. 許可を受けた漁船は、さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。

エ. 操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

オ. 深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。

カ. 岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。

キ. 採取された深海さんごのうち生さんごが、1(6)イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めて知事が指定した日以降は、さんごの採取をしてはならない。

2 浅海さんごを対象とするさんご漁業

(1) 浅海さんごとはアナサンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。

(2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。

附 則

1 この方針は、平成 9 年 9 月 1 1 日から施行する。

2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。

3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。

4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。

5 この方針は、平成11年10月 1 日から施行する。

6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。

(漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)

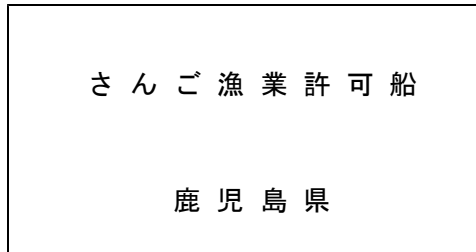
7 この方針は、平成31年 2月28日から施行する。

(操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更)

8 この方針は、令和 年 月 日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和 年度においては、この限りではない。

(資源管理措置等の追加)

標 識 旗



- (注) 1 台字は、黄色の布地である。
2 文字は、赤色である。

新旧対照表（さんご漁業の許可等に関する取扱方針）

新（改正案）	旧（現行）	備考
さんご漁業の許可等に関する取扱方針 1 深海さんごを対象とするさんご漁業 (1) 深海さんごとは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴ<u>など一般的にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものをいう。</u> <u>(2) 採取時に海中で生きた状態のさんごを生さんご、採取時に死んだ状態のさんごを枯さんごという。</u> <u>(3) 許可対象者</u> 許可対象者は、次の各号<u>全て</u>に該当する者 <u>ア．深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ＲＯＶ）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。</u> <u>イ．実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、1 (6) に示す資源管理への取組が行える者。</u> <u>ウ．操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。</u> <u>(4) 操業区域</u> ア 許可する操業区域は、次表のとおりする。 ～省略～ イ．資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、<u>(4)</u>の操業区域を更に制限することがある。 <u>(5) 許可の期間</u> 許可の有効期間は1年以内とする。 <u>(6) 深海さんごの資源管理措置</u> <u>ア．採取船の制限</u> <u>(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ＲＯＶ）等）に限る。</u> <u>なお、網漁具を使用してはならない。</u> <u>(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は1隻とする。</u> <u>イ．深海さんご（生さんご）の採取数量の上限</u> <u>深海さんごのうち生さんごの総採取量の上限数量は、1年間当たり260kg以内とする。</u> <u>なお、許可を受けた者が複数ある場合は、1者の生さんごの採取上限数量は、1年間当たり210kg以内とする。</u>	さんご漁業の許可等に関する取扱方針 1 深海さんごを対象とするさんご漁業 (1) 深海さんごとは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロイロサンゴをいう。 (2) 許可対象者 許可対象者は、次の各号の<u>一</u>に該当する者で、操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。 <u>ア．申請日前1年以上において当該漁業の操業実績がある者。</u> <u>イ．申請日前5か年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者。</u> (3) 操業区域 ア．許可する操業区域は、次表のとおりする。 ～省略～ イ．資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、(3)の操業区域を更に制限することがある。 (4) 許可の期間 許可の有効期間は1年以内とする。	文言整理 対象者の整理 資源監視措置の追記

新（改正案）	旧（現行）	備考
<u>ウ．深海さんごの採取状況の記録</u> <u>深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から３年間保存しなければならない。</u> <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。</u> <u>エ．操業位置の記録、保存</u> <u>操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から３年間保存しなければならない。</u> <u>なお、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。</u> <u>オ．深海さんご（生さんご）の採取に係る大きさの制限</u> <u>深海さんごのうち生さんごは、岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満のものを採取してはならない。</u> <u>カ．深海さんごの採取数量</u> <u>許可を受けた者は、毎月の採取数量を翌月10日までに深海さんごの種類ごとに生さんごと枯さんご別に、知事に報告しなければならない。ただし、深海さんごのうち生さんごの１年間当たりの採取数量上限の７割を超え、知事が指示した日以降は、操業日毎の採取数量を翌日までに知事に報告しなければならない。</u> <u>キ．深海さんごの年間販売実績</u> <u>深海さんごの年間販売実績は、種類ごとに生さんごと枯さんごを区別して整理保管し、知事から要求があった場合は、そのデータを速やかに提出しなければならない。</u> <u>ク．許可数の制限</u> <u>知事は、平成27年10月20日付け27水管第1450号水産庁長官通知「国内の宝石サンゴ資源の管理について」に基づく総漁獲努力量が増えない措置を優先することし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは、許可数を制限することがある。</u> <u>(7) 許可等の条件</u> <u>許可するに当たっては、次の内容の条件を付けることがある。</u> <u>ア．当該許可に基づく操業をする場合の採取船（無人潜水艇（ROV）等）は１隻とし、操業に当たって網漁具を使用してはならない。</u> <u>イ．操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u>	<u>(5) 制限又は条件</u> <u>許可するにあたっては、次の内容の制限又は条件を付けることがある。</u> <u>ア．採取船の制限</u> <u>(a) 許可対象船に付属する採取船は、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるものに限る。</u> <u>(b) 当該許可に基づく操業をする場合の採取船は１隻とする。</u> <u>イ．操業区域のうち、次の区域は禁止区域とする。</u> <u>北緯31度00分13秒（日本測地系では北緯31度）の線及び北緯31度30分13秒（同北緯31度30分）の線と東経129度19分52秒（同東経129度20分）の線及び東経129度49分52秒（同東経129度50分）の線で囲まれる海域のうち、水深200メートルの等深線で囲まれる区域</u> <u>ウ．操業に当たっては、他漁業の操業を妨げてはならない。</u>	記号整理，文言修正 現行削除

新（改正案）	旧（現行）	備考
<u>ウ．許可を受けた漁船は、さんご漁業の操業中には別に定める標識旗を掲げなければならない。</u> <u>エ．操業する場合は、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム等により船舶の位置を確実に記録し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</u> <u>オ．深海さんごを採取する場合には、採取状況の映像又は画像を記録（デジタルデータ）し、許可の有効期間の満了日から3年間保存管理しなければならない。</u> <u>カ．岩礁との付着部から生体先端部までの長さが15センチメートル未満の生さんごを採取してはならない。</u> <u>キ．採取された深海さんごのうち生さんごが、1（6）イに規定する採取数量上限に達する恐れがあると認めて知事が指定した日以降は、さんごの採取をしてはならない。</u> 2 浅海さんごを対象とするさんご漁業 (1) 浅海さんごとはアナサンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。 (2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。 附 則 1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。 2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。 3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。 <u>4 この方針は、平成10年10月12日から施行する。</u> <u>5 この方針は、平成11年10月1日から施行する。</u> <u>6 この方針は、平成20年12月26日から施行する。</u> （漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正） <u>7 この方針は、平成31年2月28日から施行する。</u> （操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更） <u>8 この方針は、令和6年 月 日から施行する。ただし、施行日以前に許可を受けた者は、令和6年度においてはこの限りではない。</u> <u>（資源管理措置等の追加）</u> <u>標 識 旗</u> ～省略～	<u>エ．許可を受けた漁船には、別に定める標旗を掲げなければならない。</u> 2 浅海さんごを対象とするさんご漁業 (1) 浅海さんごとはアナサンゴモドキ目、イシサンゴ目、サンゴモドキ目並びにクダサンゴ及びアオサンゴをいう。 (2) 浅海さんご漁業の許可は行わない。ただし、海区漁業調整委員会の承認を得て申請されたもので、知事が認めたものはこの限りでない。 附 則 1 この方針は、平成9年9月11日から施行する。 2 この方針の施行の際に現に存するさんご漁業の許可については、当該漁業許可の存続期間中はなお、従前の例による。 3 「さんご（深海さんご）漁業の許可等に関する取扱方針」（平成8年5月17日改正）及び「造礁サンゴ漁業の許可等に関する取扱方針」（昭和44年7月24日制定）は廃止する。 附 則 <u>(1) この方針は、平成10年10月12日から施行する。</u> <u>(2) この方針は、平成11年10月1日から施行する。</u> <u>(3) この方針は、平成20年12月26日から施行する。</u> （漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正） <u>(4) この方針は、平成31年2月28日から施行する。</u> （操業区域における十島村海域及び奄美海域の変更） <u>標 旗</u> ～省略～	記号整理，文言修正 資源管理措置の追記 文言，記号整理 附則の追記 文言整理